

### 3 令和3(2021)年度保安検査について

#### (1) 保安検査の実施根拠について

保安検査は、第一種製造者の特定施設が高圧ガス保安法第8条第1号で定める技術上の基準（製造のための施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準）に適合しているかについて、同法第35条に基づき定期的に都道府県知事又は指定保安検査機関等により受けなければならない検査と規定されています。

#### (2) 保安検査の期間

保安検査は経済産業省令で定めるところにより定期に受検する必要がある、その期間は1年とされていますが、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号。以下、「製造細目告示」という。）第14条に掲げる製造施設については同条に定める期間となります。

#### 製造細目告示第14条

イ	製造設備の冷却の用に供する可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒とする冷凍設備	三年
ロ	製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（イに掲げるものを除く。）	二年
ハ	専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。）	三年
ニ	液化酸素の気化器（超低温容器に接続されたものに限る。）	二年
ホ	空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置	二年
ヘ	アキュムレータ	二年
ト	日本工業規格 B8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の径の十五分の一未満のもの、呼び径が二十五未満のソフトシート形のもの及びチに掲げるものを除く。）	二年
チ	日本工業規格 B8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が二十五未満のソフトシート形以外のものであって法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設に係るものに限る。）	四年
リ	圧力計	二年
ヌ	温度計	二年
ル	空気液化分離装置	二年

※ 表中ホの「空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置」において、圧縮装置とは気体状態のガスを圧縮する圧縮機、空気又は不活性ガスタンク（設備の配管等からみて一体として管理するものとして設計されたものに限る。）、配管、油分離器等で構成されるものとなります。

※ 液化アルゴン、液化炭酸ガス及び液化窒素のコールド・エバポレータで気体状態の

ガスが圧縮機に導入される場合、当該コールド・エバポレータの保安検査の期間は1年、圧縮装置の保安検査の期間は2年となります。

(3) 保安検査を受ける必要のない製造施設

製造細目告示第13条の規定に基づき、以下の製造施設については保安検査を受ける必要はありません。また、各規則の規定に基づき、製造施設休止届書を提出した特定施設については、当該施設を再び使用しようとするときまでは保安検査を受ける必要はありません。

製造細目告示第13条

一般 高圧 ガス 保安 規則 ・ コンビ ナート 等 保安 規則	次の各号に掲げるもの
	一 ガス設備以外の製造施設(ガス設備(可燃性ガス及び毒性ガスのものに限る。)を設置する施設及び容器置場を除く。)
	二 ガス設備のうち次に掲げるもの イ 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備(高圧ガス設備を除く。) ロ 液化アルゴン、液化炭酸ガス及び液化窒素の気化器(超低温容器又は低温容器に接続されるものに限る。) ハ 配管であって当該高圧ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用したもの
	三 前二号の規定に関わらず、製造設備が圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下この条において同じ。)が一日百立方メートル(当該ガスが不活性ガス又は空気である場合にあつては、三百立方メートル)未満の製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。
	四 法第五十六条の七第一項の認定を受けた指定設備
液 化 石 油 ガ ス 保 安 規 則	次の第一号及び第二号のいずれにも適合するもの又は第三号に適合するもの
	一 製造施設が圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日百立方メートル未満の製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。
	二 当該製造施設における製造設備の高圧ガス設備の外面から当該施設以外の可燃性ガスの製造施設の高圧ガス設備(可燃性ガスが通る部分に限る。)に対して五メートル以上、酸素の製造施設の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。
	三 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。)第三十七条の四第一項の充填設備であつて、同法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けているもの又は同項ただし書の規定に基づき届け出ているもの。

#### (4) 県が実施する保安検査について

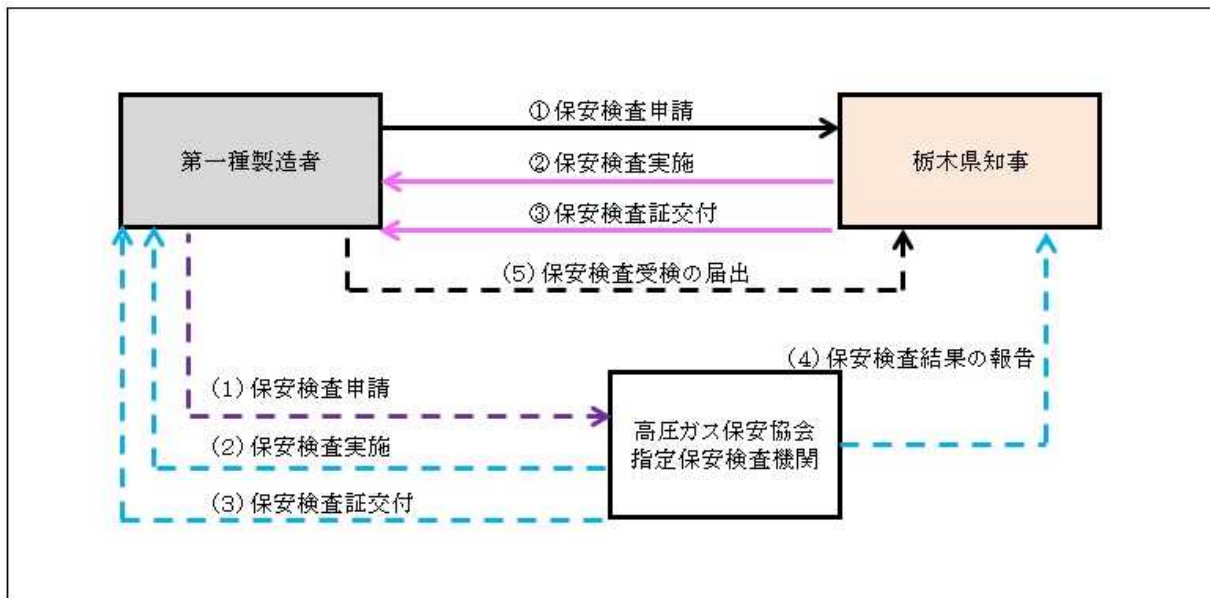
保安検査は、県が行う検査を受検する方法と、指定保安検査機関が行う検査を受検する方法があります。指定保安検査機関が行う検査を受検し、その旨を栃木県知事に届け出た場合、県による保安検査は不要です。（「(5) 指定保安検査機関等が実施する保安検査について」を参照ください。）

なお、指定保安検査機関等により保安検査を受検する場合の手続きについては、各機関へお問い合わせください。

県が行う検査を受検する場合は、次のとおりです。

##### ① 受検の手続きについて

県が行う保安検査の受検にあたっては、保安検査受検日の1ヶ月前までに高圧ガス保安法に基づく「保安検査申請書（様式第15号）」により申請してください。手続きのフローは以下のとおりです。



【図：保安検査の受検フロー】

##### ② 保安検査に係る申請様式及び手数料

保安検査の申請は、「保安検査申請書」により持参して申請することが原則ですが、当分の間は、書留で申請してください。

保安検査の手数料は、保安検査を受けようとする施設の処理容積(処理能力)に応じた金額分の栃木県収入証紙を貼付して下さい。

なお、使用を休止した施設で、関係規則に基づく高圧ガス製造施設休止届書を提出し、かつ、前回の保安検査を受けた日（保安検査を受けたことのない施設は完成検査を受けた日）から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が1年以上（製造細目告示で定める施設にあっては、同告示で定める期間以上）のものがある場合には、当該休止施設は保安検査の対象外となりますので、手数料の金額を判断する上で当該休止施設の処理容積(処理能力)は含めないでください。

保 安 検 査 申 請 書	一 般 液 石 特 定	×整 理 番 号	
		×審 査 結 果	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
		×許 可 番 号	
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地		〒	
		Tel ( ) -	
事 業 所 所 在 地		〒	
		Tel ( ) -	
製 造 施 設 完 成 検 査 の 年 月 日 (一番最初の交付年月日を記入すること。)		年 月 日	
前 回 の 保 安 検 査 の 年 月 日		年 月 日 (基準日)	
備 考			

年 月 日

氏名又は法人にあっては  
名称及び代表者の職氏名

栃木県知事

様

今回の保安検査予定年月日	連 絡 先	担 当 者	電 話
年 月 日			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 前回の保安検査終了後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に ( ) を設け、休止期間を記載すること。
- 4 前回の保安検査の年月日の欄には、当該検査を受け又は行ったとみなされる日 (基準日) がある場合は、当該年月日を記載すること。

保安検査手数料(栃木県手数料条例別表第一から抜粋)

処理容積	定置式の場合	移動式の場合
1,000 万 m <sup>3</sup> /日以上	258-1-イ 610,000	258-2-イ 95,000
1,000 万 m <sup>3</sup> /日未満 500 万 m <sup>3</sup> /日以上	258-1-ロ 370,000	258-2-ロ 80,000
500 万 m <sup>3</sup> /日未満 100 万 m <sup>3</sup> /日以上		258-2-ハ 64,000
100 万 m <sup>3</sup> /日未満 50 万 m <sup>3</sup> /日以上	258-1-ハ 250,000	258-2-ニ 47,000
50 万 m <sup>3</sup> /日未満 10 万 m <sup>3</sup> /日以上	258-1-ニ 150,000	258-2-ホ 31,000
10 万 m <sup>3</sup> /日未満 25,000m <sup>3</sup> /日以上	258-1-ホ 120,000	258-2-ヘ 22,000
25,000m <sup>3</sup> /日未満 5,000m <sup>3</sup> /日以上	258-1-ヘ 95,000	258-2-ト 20,000
5,000m <sup>3</sup> /日未満 1,000m <sup>3</sup> /日以上	258-1-ト 75,000	258-2-チ 15,000
1,000m <sup>3</sup> /日未満 200m <sup>3</sup> /日以上	258-1-チ 60,000	258-2-リ 12,000
200m <sup>3</sup> /日未満 100m <sup>3</sup> /日以上	258-1-リ 33,000	258-2-ヌ 7,700

単位:円

③ 保安検査の方法について

保安検査の方法は、関係規則に基づき、保安検査の方法を定める告示（平成 17 年 3 月 30 日経済産業省告示第 84 号）によるものとしますが、一般高圧ガス保安規則に係る定置式製造設備（第六条第一項第二十八号の二に規定する措置に限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮水素スタンド及び移動式製造設備（第八条第三項に規定するものに限る。）に係るもの及びコンビナート等保安規則に係るコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備（第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る。）、コールド・エバポレータ並びに圧縮水素スタンドに係る保安検査の方法は、各規則の別表のとおりとします。

なお、県による保安検査を受検する場合、検査前の措置及び立ち会い等については、栃木県高圧ガス製施設等保安検査実施要領によるものとしますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

## 栃木県高圧ガス製造施設等保安検査実施要領

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第35条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)(以下「液化石油ガス法」という。)第37条の6の規定に基づき栃木県(以下「県」という。)が実施する保安検査は、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス法施行規則及び保安検査の方法を定める告示(以下「告示」という。)に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

### 第1 事前の措置

- 1 保安検査対象全項目について事前検査を実施し、その検査記録を保存すること。  
なお、圧力計、安全装置(安全弁等(保安検査対象にならない年は除く。))、ガス漏えい検知警報設備、散水装置、緊急スイッチ等については、正常に稼働する状態にしておくこと。
- 2 保安検査実施中は、原則としてガス漏えい検知警報設備等保安上必要なもの以外の高圧ガス製造設備を停止させることとし、事前にそのための措置を充分講じておくこと。
- 3 高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の適用事業所において実施する定期自主検査は、原則として保安検査日の1月前までに実施すること。

### 第2 保安検査

- 1 製造事業所における保安係員及び保安監督者等並びに充填事業者における充填作業員(以下「保安係員等」という。)は、保安検査の全行程に立ち会うこと。
- 2 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度は、次により確認すること。
  - (1) 原則として「告示」に従い確認すること。
  - (2) 貯槽の開放検査を実施するときの県の立会いは、次のとおりとする。
    - ① 高圧ガス保安協会の認定を受けた高圧ガスプラント認定検査事業者及び液化石油ガスタンクローリ認定検査事業者が実施する場合にあっては、県が必要と認めるとき以外は立ち会わないこととする。
    - ② ①の検査事業者以外の者が実施する場合は、原則として全て立ち会うこととする。
  - (3) 貯槽の開放検査は、次により実施すること。
    - ① 貯槽内部に入るときは、ガス検知器、酸素濃度計等で十分に安全を確認すること。
    - ② 作業中は、換気を充分に行うこと。
    - ③ 作業中は、必ず外部に連絡員を常駐させること。
  - (4) 貯槽及び貯槽以外の高圧ガス設備(動機器を除く。)の開放検査の周期は、「告示」によること。
  - (5) 動機器(ポンプ及び圧縮機等の回転機器)の開放検査の周期は、「告示」に従い、事業所ごとに明確に決定すること。
- 3 気密試験は、次により実施すること。

- (1) 「告示」に従い、高圧ガス設備(貯槽を除く。以下同じ。)を開放した場合は、原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で危険性のない気体(窒素等)を用いて気密試験を行うこと。
- (2) 高圧ガス設備を開放しない場合は、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を行うこと。
- (3) 貯槽(二重殻真空断熱式構造のものを除く。)は、開放検査時には常用の圧力で気密試験を行い、それ以外のときには貯槽内の圧力で漏えい試験を行うこと。  
なお、貯槽の加圧は、徐々に行い途中で異常のないことを入念に確認すること。
- (4) 貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)は、第1-1に規定する事前検査により異常がないことを確認し、かつ、その旨を検査報告書等にて保安検査実施日までに記録を整備したときには、気密試験に代え貯槽内の圧力で行う漏えい試験とすることができる。
- (5) 開放検査以外のときの気密試験は、貯槽元弁を閉じて行うこと。
- (6) ガススタンドのディスペンサーの気密試験は、上部の計量指針パネル板等を外して行うこと。

4 緊急遮断装置は、次により実施すること。

- (1) 作動試験は、遠隔操作で行うこと。
- (2) 装置の操作は、保安係員等が行うこと。

5 ガス漏えい検知警報設備は、次により実施すること。

- (1) 試験用のガスの濃度は警報設定値の1.6倍とし、正確な濃度計によって計測を行い、試験用バッグ等により濃度変化が起こらないようにすること。
- (2) 作動試験は、保安電力で行うこと。ただし、外部警報部が保安電力で作動しない場合は、県の指示によるものとする。

6 散水装置等は、次により実施すること。

- (1) 作動試験は、遠隔操作で行うこと。
- (2) 装置の操作は、保安係員等が行うこと。
- (3) 作動試験は、保安電力(保安電力を保有する場合に限る。)で行うこと。

7 安全装置は、次により実施すること。

- (1) 安全弁の作動機能については、事前に調整しておくこと。保安検査当日には、原則として1プラントにつき1個以上県が確認することとする。なお、確認する安全弁は、保安検査当日に県が指示するものとする。
- (2) 安全弁の吹始め、吹止まり圧力の確認は、紙をフランジに密着させる等の適切な方法で行うこと。

8 その他保安検査に必要な事項が生じたときは、その都度県の指示により行うものとする。

### 第3 その他

- 1 保安検査申請書は、保安検査日の1月前までに提出すること。申請書は原則として持参するものとし、やむを得ない場合は、事前に栃木県収入証紙を貼付して書留又は簡易書留で郵送することにより提出できるものとする。
- 2 事前検査の記録、高圧ガス設備の開放検査の履歴については事前に関係書類を充分整

備し、保安検査当日、県が確認できる状態にしておくこと。

- 3 保安検査時における不備事項については、速やかに改善し、別紙様式1により保安検査終了後1月以内に県に報告すること。

#### 附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成31(2019)年3月1日から施行する。



また、次の事項については、実施要領等の規定にかかわらず、当面、次のとおり取り扱うこととします。

#### 1 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度について

高圧ガス設備の耐圧性能及び強度については、KHKS4.3(高圧ガス設備の耐圧性能及び強度)に従い、目視検査及び非破壊検査(設備の種類に応じ、表に定める検査)または耐圧試験により、耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを確認してください。

なお、④及び⑤の劣化損傷が発生するおそれがない設備について、栃木県では、当面のあいだ1月に1回の外部目視、開放検査周期に1回以上の内部目視及び1年に1回以上の製造ガス成分表の確認(腐食性の成分を含んでいないことの確認)を行った結果いずれも異常がなかった場合は、この場合に該当するものとします。

**表 目視検査及び非破壊検査における検査項目及び検査周期**  
(どの設備に該当するかは、図のフローを参照)

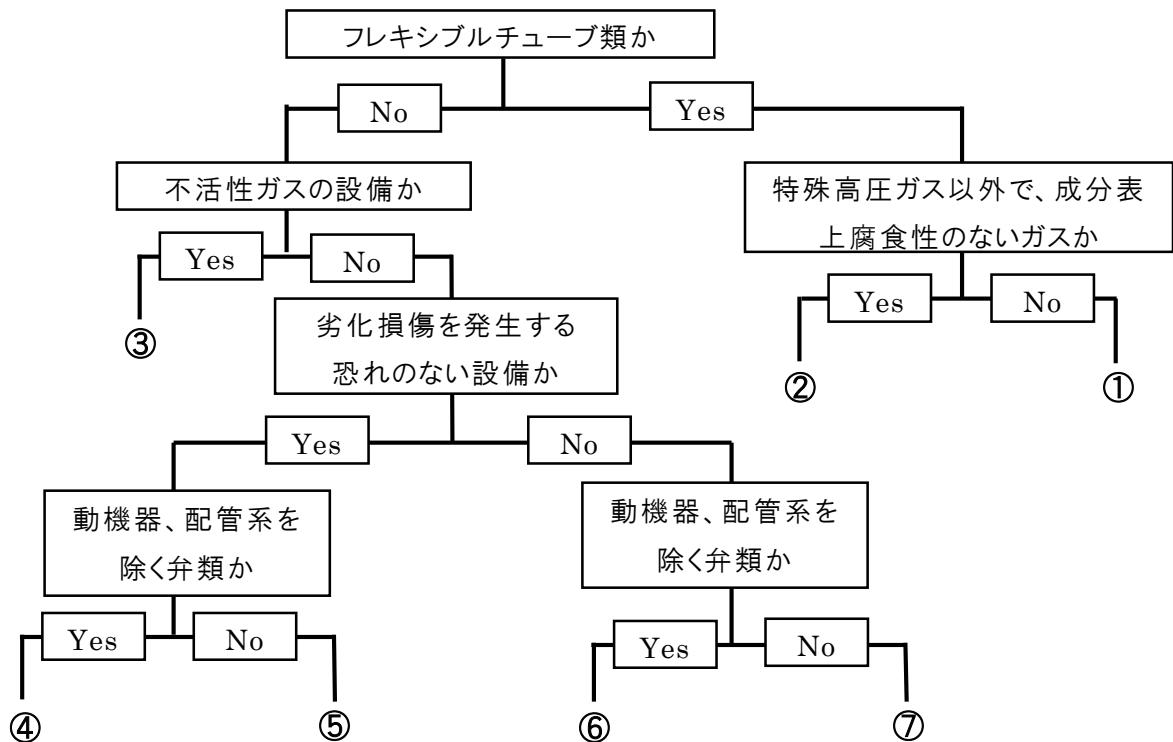
	内部目視	外部目視	肉厚測定	非破壊
① フレキシブルチューブ類 <sup>※1</sup> (特殊高圧ガス or 腐食性あり)	3年に1回毎に新品に交換 (ただし、外部目視は毎年必要)			
② フレキシブルチューブ類 <sup>※1</sup> (①を除く)	不要 <sup>※2</sup>	毎年	不要 <sup>※2</sup>	不要 <sup>※2</sup>
③ 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備 (②を除く不活性ガスの設備)	不要 <sup>※2</sup>	毎年	(毎年) <sup>※3</sup>	不要 <sup>※2</sup>
④ 劣化損傷が発生するおそれがない設備 (動機器、配管系以外の弁類)	開放時	毎年	(開放時) <sup>※3</sup>	不要
⑤ 劣化損傷が発生するおそれがない設備 (④を除く)	開放時	毎年	毎年	不要
⑥ 動機器、弁類 (弁類は配管系を除く)	開放時	毎年	(開放時) <sup>※3</sup>	開放時
⑦ その他 (①②③⑤を除く配管系等)	開放時	毎年	毎年	開放時

※1 金属、ゴム、樹脂等の可とう管

※2 成分表による腐食性のないガスの確認は必要

※3 目視検査で減肉(異常)が認められたときのみ必要

図 高圧ガス設備の維持管理に係るフロー



2 保安検査基準日、保安検査期間について

栃木県高圧ガス製造施設等保安検査実施要領の第3に関連し、県が行う保安検査は、製造施設完成検査を受けた後の初めての保安検査については当該製造施設完成検査を受けた日から、2回目以降の保安検査については前回の保安検査を受けた日から、それぞれ1年を超えないように行わなければなりません。

このことについて栃木県では、保安検査の時期が長年の間に漸次繰り上がらないよう、製造施設完成検査証を交付した月日を保安検査基準日とし、その日前後一月以内(保安検査期間)に保安検査を受けていただくこととしていますので、やむなくその時期を早めたい事情が生じた場合には、連絡してください。

④ 日程及び受検機関の変更について

県による保安検査を受検される事業所に対しては、令和3年3月中に実施日時を通知させていただきますが、日程を変更したい事情が生じた場合や指定保安検査機関による保安検査を受検することに変更した場合には、実施日の1月前までに栃木県工業振興課保安担当 (TEL028-623-3196) までご連絡いただきますようお願いいたします。

(5) 指定保安検査機関等が実施する保安検査について

指定保安検査機関等による保安検査を受検した場合の県への手続きは次のとおりとなります。

① 第一種製造事業者（保安検査実施対象）の手続き

- ア 県による保安検査実施予定日が決定された後、指定保安検査機関の保安検査を受検することに変更する場合、県による保安検査実施予定日の1ヶ月前までに、別途お送りする「【別紙】令和3年度 高圧ガス製造施設に係る保安検査実施日について」を県工業振興課保安担当に提出（ファクシミリ（028-623-3945）可）してください。
- イ 指定保安検査機関による保安検査を受検する場合は、「【別紙】令和3年度 高圧ガス製造施設に係る保安検査実施日について」を県工業振興課保安担当に提出（ファクシミリ（028-623-3945）可）していただき、受検後は、高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づき速やかに、「保安検査受検届書（様式第27号）」を県に提出してください。

② 指定保安検査機関の手続き

- ア 保安検査証を交付した際は、遅滞なく、高圧ガス製造施設にあつては「保安検査結果報告書（様式第28号）」を県に提出してください。また、下記の事項についても併せて提出してください。
- (ア) 保安検査対象事業所の全体の処理量（処理設備ごとの処理量も明記）
  - (イ) 令和3年度保安検査の対象設備及び処理量
  - (ウ) 高圧ガス貯槽の直近の開放検査年度
  - (エ) 貯槽以外の高圧ガス設備の直近の開放検査年度
- イ 保安検査を受検した事業所に対して、県に対する「保安検査受検届書（様式第27号）」の提出を依頼してください。

【別紙】

令和 年 月 日

栃木県産業労働観光部工業振興課 保安担当 宛て  
(FAX 028-623-3945)

事業所名

---

令和3(2021)年度 高圧ガス製造施設に係る保安検査実施日について  
(指定保安検査受検分)

このことについて、令和3(2021)年度の保安検査を以下のとおり受検する予定となりましたので、連絡いたします。

なお、保安検査受験後は、高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づき、「保安検査受検届書」を提出いたします。

1 指定保安検査機関名

(いずれかに○を付けてください→ 例年受検 ・ 県による受検から変更 )

2 保安検査受検予定日

年 月 日

貴社ご担当者連絡先

貴社名

所属

氏名

連絡先

・電話番号:

・ファクシミリ番号:

・電子メールアドレス:

様式第 27 - 1 号

高圧ガス保安協会 指定保安検査機関 保安検査受検届書	一般 液石 特定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地	〒		
事業所所在地	〒		
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年 月 日 検査機関名 第 号		
保安検査の年月日	年 月 日（基準日）		
備考			

年 月 日

氏名又は法人にあつては  
名称及び代表者の職氏名

栃木県知事

様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日の欄には、当該検査を受け又は行ったとみなされる日（基準日）がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第 28 - 1 号

保安検査結果報告書	一般	×整理番号	
	液石 特定	×受理年月日	年 月 日
検査をした特定施設 及びその所在地			
名称（事業所の名称を含む。）			
検査の結果			
保安検査の検査番号		年 月 日	
		検査機関名	第 号
保安検査の年月日		年 月 日（基準日）	
検査員氏名			
備考			

年 月 日

氏名又は法人にあっては  
名称及び代表者の職氏名

栃木県知事

様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日の欄には、当該検査を受け又は行ったとみなされる日（基準日）がある場合は、当該年月日を記載すること。

② 栃木県内で指定保安検査機関として保安検査を実施できる機関

指定保安検査機関等	対応可能規則
(株)産業ガステクノサービス	一般則・液石則・冷凍則
大陽日酸エンジニアリング(株)	一般則・液石則・コンビ則
川重ファシリテック(株)	一般則・液石則・コンビ則
三愛プラント工業(株)	一般則・液石則
(株)ガス検	一般則・液石則
(株)サンプラント	一般則・液石則・CE
ガス保安検査(株)	一般則・液石則・コンビ則
(株)メックサービス	一般則・液石則
陽品ガスエンジニアリング(株)	一般則・液石則
アロープラント(株)	一般則・液石則
(株)コバヨウ	液石則
(株)コスモテック	一般則
高圧ガス保安協会栃木県 CE 検査事務所 ((一社)栃木県一般高圧ガス安全協会内)	一般則 (CE のみ)
高圧ガス保安協会栃木県冷凍教育検査事務所 ((一社)栃木県冷凍空調工業会内)	冷凍則

(令和2年3月31日現在)